

第4 地方交付税関係

平成26年度普通交付税（市町村分）について

1 当初算定

（1）本県市町村分の算定結果

軽井沢町を除く76市町村に2,404億140万円が交付された。これは前年度（当初）に比べ39億5,693万8千円（1.6%）の減となった（全国市町村分は2.6%の減）。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,849億1,108万円で、前年度（当初）に比べ72億3,562万9千円（2.5%）の減となった（全国市町村分は3.8%の減）。

（2）主な算定方法の改正点

- ① 消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、基準財政需要額に100%算入された。また、地方消費税率引上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること及び地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、基準財政収入額に当面100%算入されることとなった。
- ② 地方財政計画に計上された「地域の元気創造事業費」（3,500億円）に対応し、新たな費目「地域の元気創造事業費」が設けられ、地域経済活性化の取組に必要な財政需要について算定された。算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方団体の行財政改革努力や地域経済活性化の成果指標が反映された。
- ③ 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」（1兆1,950億円）に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」の設置により5,900億円程度、既存費目の単位費用への算入により6,050億円程度が算定された。
- ④ 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併団体の支所が住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、平成26年度においては先行的に「支所に要する経費」の算定が行われた。

（3）臨時財政対策債発行可能額

地方財源の不足に対処するため平成26年度からの3年間、地方財政法第5条の特例として発行されることとなった。（平成13年度から平成25年度の間においても、同様に発行されている。）臨時財政対策債発行可能額の配分割合については、財源不足が生じている地方団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出する「財源不足額基礎方式」により算出された。

なお、県内市町村分の発行可能額は445億968万円で、前年度に比べ、32億7,869万1千円（6.9%）の減となった。

(4) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定された。なお、地方特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象となる。

2 2月追加交付（調整復活）

平成26年7月の交付決定の際、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えたことにより普通交付税の総額が不足したため、各地方団体の基準財政需要額に一定の率（調整率）を乗じた額（調整額）を減額して交付決定された。

平成27年2月に平成26年度国補正予算（第1号）が成立し、地方交付税総額が増額されたことを受けて調整額の復活が行われ、当初交付決定で減額した額が追加交付された。

本県では、軽井沢町を除く76市町村に3億8,074万3千円が追加交付された。これにより、平成26年度の普通交付税額（調整復活後）は2,407億8,214万3千円となり、前年度（調整復活後）と比べ38億9,469万8千円（1.6%、全国市町村分は2.5%）の減となった。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,852億9,182万3千円で、前年度（調整復活後）に比べ71億7,338万9千円（2.5%）の減となった。

※各表の数値は、特に記載のない限り、調整復活後のものである。